

条件付一般競争入札について

八幡平市では、談合等不正行為の防止と入札制度のより一層の透明性及び競争性を確保するため、建設工事においては、平成 24 年 4 月 1 日以降に入札公告する案件から条件付一般競争入札により発注してきましたが、建設関連業務においても、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告する案件から条件付一般競争入札により発注します。

1 条件付一般競争入札の対象

条件付一般競争入札の対象は、建設工事においては、原則として、設計金額が 130 万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を超える市営建設工事及び特定市営建設工事とし、建設関連業務においては、原則として、設計金額が 50 万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を超える建設関連業務とします。

ただし、特殊な機械又は特殊な工法若しくは技術を要するため、履行が可能である者が限定される場合や、緊急を要する場合等については、条件付一般競争入札によらず発注する場合があります。

2 入札参加資格の審査

条件付一般競争入札の入札参加資格の審査は、入札（開札）後の事後審査とします。

入札（開札）により、落札候補者（最低制限価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最低の価格をもって入札した者）を決定し、開札後に当該落札候補者の入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を有する者を落札者として決定する入札方式をいいます。

※ 第 1 位の落札候補者が資格を有しないときは次順位者を審査し、以後順次入札参加資格を有する者が確認できるまで審査を繰り返します。

事後審査方式の流れ

